中国四国防衛局達第14号 改正 平成31年4月25日 中国四国防衛局達第10号

改正 令和3年3月31日 中国四国防衛局達第12号

人事記録に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第25号)第14条の規定に基づき、 中国四国防衛局人事記録取扱規則を次のように定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局人事記録取扱規則

(通則)

第1条 中国四国防衛局における人事記録の取扱いについては、人事記録に関する訓令 (昭和36年防衛庁訓令第25号。以下「記録訓令」という。)に定めるもののほか 、この規則の定めるところによる。

(人事記録責任者)

第2条 人事記録の作成及び保管に関する事務の責任者は、中国四国防衛局総務部長(以下「人事記録責任者」という。)とする。

(中国四国防衛局長が人事記録とする書類)

- 第3条 「人事記録に関する訓令における防衛大臣の定め」(長発人1第157号。37.8.31)記1に規定する「その他官房長等が必要と認める記録」は、次の各号に掲げる記録とする。
 - (1) 採用時初任給算定調書
 - (2) 採用時健康診断の結果の記録
 - (3) 第7条に規定する人事届出事項変更届
 - (4) 隊員の分限、服務等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第59号)第6条第2項の規定により行われた診断の結果の記録(以下「分限診断記録」という。) (勤務記録表)
- 第4条 記録訓令第4条に規定する電磁的方法は、防衛省人事・給与情報システムの整備等に関する基本方針(平成28年3月30日防衛省人事・給与情報システム作業部会決定)に基づき整備された防衛省人事・給与情報システム(以下「人給システム」という。)を用いる方法とする。

(退職願)

第5条 職員が退職を申し出るときは、別記第1号様式による退職願を提出させるものとする。ただし、やむを得ないときは、当該職員の退職の申し出の意思が確認できる他の書面によることができるものとする。

(人事記録の作成及び保管)

- 第6条 人事記録のうち、勤務記録表、記録訓令第2条第7号に掲げる記録及び分限診断記録を除くその他の人事記録(以下「保存記録」という。)は、職員別に別記第2号様式による保存記録とじにとじ込み、かつ、フォルダーに収めて保管するものとする。ただし、恩給又は長期給付関係の記録の保管については、なお従前の例による。
- 2 勤務記録表の作成及び保管は、全て人給システムを用いて行うものとし、人給システムを用いる前に作成された勤務記録表は、保存記録とは別のフォルダーに職員別に収めて、一括して保管するものとする。
- 3 記録訓令第2条第7号に掲げる記録及び分限診断記録は、別途保管するものとする。

(人事届出事項変更届)

- 第7条 職員は、記録訓令第8条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項並びに現住所について変更が生じたときは、速やかに、同項第3号に掲げる事項の変更の場合を除き証明書類を添付の上、別記第3号様式による人事届出事項変更届を提出しなければならない。
- 2 職員は、記録訓令第8条第1項第4項に掲げる事項について変更が生じたときは、 速やかに、適宜の方法をもって届け出なければならない。
- 3 記録訓令第8条第1項第6号に掲げる「免許、検定その他の資格」は、国又は地方 公共団体等が付与するもので、任用、補職、給与等に関係のあるものとする。
- 4 人事記録責任者は、人事届出事項変更届に基づき、人給システムにより勤務記録表に所要の補正を行うものとする。

(人事記録の移管)

- 第8条 人事記録責任者は、記録訓令第9条の規定により人事記録を他府省及び独立行政法人通則法(平成11年法律103号)に規定する独立行政法人に移管する場合には、勤務記録表の謄本を作成して保管するものとする。
- 2 人事記録責任者は、人事記録を移管したときは、別記第4号様式による離職者等人 事記録保管及び移管簿に所要の記入を行い、移管状況を明らかにしておかなければな らない。

(離職者の人事記録)

- 第9条 離職者の人事記録は、離職者等人事記録保管及び移管簿により、常に保管状況 を明らかにしておかなければならない。
- 2 離職者の勤務記録表は、保存記録のフォルダーに収めた上、離職年度別に又は数年 度分をまとめて、氏名の五十音順に分類整理して保管するものとする。

(人事記録の閲覧)

- 第10条 人事記録の閲覧は、本人及び職務上の必要により人事記録責任者の許可を得た者以外にはさせることができない。
- 2 人事記録の閲覧は、保管場所において行うものとする。

(履歴事項等の証明)

第11条 人事記録責任者は、保管の責任に係る人事記録の記載事項について、証明を

行うことができる。ただし、防衛省の経歴に関わる事項以外の事項については、原則 として証明を行わない。

附則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、既に作成されている人事記録は、この達により作成された人事 記録とみなす。
- 3 この達の施行の際現にある保存記録とじ等の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成31年4月25日中国四国防衛局達第10号)

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日中国四国防衛局達第12号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

退 職 願

任 免 権 者		
職	名	
氏	名	殿
次の理由により、 ご承認願います。	年	目 日付けをもって退職したいから、
(理由)		
願出年月日		
	年 月	日
職又は所属		
官名・級		
氏 名		
就職予定先		

A4

	保 存 記 録 と	じ	氏名	
	人 事 記 録 目	録		
	記録名	部 数	収納年月日	備 考
	職員が提出した履歴書			
	志願票(採用試験申込書)			
	身 上 調 書			
\bigcirc	戸籍謄(抄)本、戸籍証明書			
	最終学歴証明書			
	免許、検定等の資格証明書			
	採用前の主要経歴証明書			
	同 上			
	意に反する処分説明書(写)			
	服務の宣誓書			
	初 任 給 算 定 調 書			
\bigcirc	公務災害認定通知書(写)			
	長期給付関係書類			
	恩 給 関 係 書 類			
	勤 務 記 録 表			

注意:保存記録を受領したときは、直ちにこれにとじ込み、目録に所要の記入を行うこと。 ただし、保存記録でない書類(勤務記録表を含む。)は、とじ込んではならない。

人事届出事項変更届

年 月 日

人事記録作成権者 · 保管権者

所属・職名俸給表・級職() 級氏

下記のとおり変更がありましたので、添付書類を添えお届けします。

変更事項			変	更	内 容		変 更 年月日	添付書類	
(ふりがな)	新				理由 ()		戸籍謄(抄)本 又は	
氏 名 (戸籍上の文字で記入する)	旧							戸籍の証明書	
本籍	新							戸籍謄(抄)本 又は	
不 日	旧							戸籍の証明書	
現住所	新				T 電話				
元 庄 別	旧								
		住 所			電話				
留守担当者	新	(ふりがな) 氏 名			続柄				
		勤務先			電話				
学歴	学	校名				年 第 学年 <i>》</i>	月 F 入学·編入	証明書又は	
于 脏	学	部学科				年 第 学年 ²	月 日 卒・修・中退	証書等の謄本	
公 務 員採用試験	試名	験 の 称				年 合 格 (名簿	月 日確定の日)	証明書又は 証書等の謄本	
免許・検定 その他の資格	<u>資</u> 名	格 の 称				年 取 得 •	月 F 喪 失	証明書又は 証書等の謄本	

A4

- 注: 1 変更のあった事項のみを記入し、当該事項名を○で囲む。
 - 2 留守担当者欄には、事故等の場合の家族等への連絡先を記入する。
 - 3 選択文字は、該当するものを○で囲む。

離職者等人事記録保管及び移管簿

音別	
----	--

氏名	離職		離職時		就職先	人事記録の移管
八石	年月日	級	職名・所属	区分	(転出先)	(移管文書の日付、) 番号、あて先
(年度)					
(年度)					
					~~~~~	

#### A4

- この保管及び移管簿には、退職、死亡、免職、失職等の離職者及び他府省への 転出者並びに省内異動に伴い人事記録を移管した者を記入する。
  - 氏名は五十音順(各音別又は各行別)に、かつ、各年度順に区分して記入する。
  - 離職等区分には、退職、死亡、省内異動等の区分を記入する。

  - 年度区分の表示は、前年度末から1行空け赤書きする。 人事記録を移管したときは、直ちに所要の記入を行うこと。 長年の使用に耐えるよう、上質の用紙を用い、慎重に取扱うこと。